

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案
規制の名称	医療費適正化に係る都道府県の責務の明確化及び保険者協議会の必置化
規制の区分	新設
担当部局	厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室
評価実施時期	令和5年1月
規制の目的、内容及び必要性	医療費適正化の取組の実効性を確保するため、①都道府県は、住民の高齢期における医療費の適正化を図るための取組において、関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすものとするとともに、②現行法制上、保険者及び広域連合が都道府県ごとに組織することが努力義務とされている保険者協議会について、組織を義務付けることとする規制（以下「本規制」という。）の新設を行う。 国民医療費が増大し、医療保険財政を圧迫する中で、本規制を実施しない場合、今後、更なる少子高齢化等により医療保険制度を含めた社会保障制度全体の持続可能性に影響を及ぼし、こうした事態を回避する必要がある。
直接的な費用の把握	【遵守費用】 本規制による保険者協議会の必置化により、保険者及び広域連合による運営に係る人件費その他の経費が発生する。 【行政費用】 行政費用は発生しない。
直接的な効果（便益）の把握	本規制の新設により、医療費適正化の取組の実施に当たって、都道府県を中心として、地域の保険者、広域連合、医療関係者その他の関係者が連携して取り組む体制が確保されることとなるため、医療費適正化の実効性が確保される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果（便益）の把握	本規制の新設を行うことで、保険者協議会を組織する保険者及び広域連合に一定の負担が生じるものの、本規制の新設により、医療費適正化の取組の実効性が確保され、持続可能な社会保障制度の構築に資することから、本規制の内容は適当と判断する。
代替案との比較	医療費適正化に係る都道府県の責務の明確化については、具体的な事務の義務づけを伴わない責務規定を新設するものであり、代替的な政策手段が想定されないため、代替案との比較は困難。 保険者協議会の必置化については、現在努力義務とされている保険者協議会の組織を義務化するものであり、代替的な政策手段が想定されないため、代替案との比較は困難。

その他の関連事項	なし
事後評価の実施時期等	この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。